

被災農業者向け経営体育成支援事業

～大雪で被害を受けた畜舎・畜産機械などの再建・修繕・解体撤去を助成します～

事業対象：今後も営農を継続する農家で、市町村長の被害証明を受けている者
写真や書き物など証拠書類があれば事前着工も対象になります
被害証明については、市町村にお問い合わせください

解体・撤去に対する助成

・畜産施設で業者等に依頼するもの

【助成額】

定額単価×施設面積を上限とする
全額(単価の例：畜舎4,500円/m²、鉄骨ハウス880円/m²など)

自力撤去の場合は単価が異なります

再建・修繕に対する助成

・畜産施設(畜舎、農機具庫、ハウス等)

・畜舎の附帯施設、農業機械
加工販売施設や消耗品、リース物件などは対象外

【助成額】

費用の9割(自己負担1割)
ただし被災前と同程度のもの

詳しくは、被災施設の所在する市町村窓口まで
お問い合わせください。

市町村が上記事業の需要調査を行います。
調査票を市町村から受け取り、要望事業費等をご記入のうえ
提出して下さい。

県への報告期間が4月24日(木)ですので、市町村への
報告期限を早めにご確認ください。

東部家畜保健衛生所でも事業に関する質問を受け付けます

家畜の病気に関するお問い合わせは山梨県東部家畜保健衛生所まで

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡は・・・090-5544-7868

土日・休日の連絡は・・・090-5544-7868 または090-5535-8005